

(記載要領)

●純財産額を算出した書面

登録申請時点で算出

〇〇年〇〇月〇〇日

商号、名称又は氏名 〇〇〇〇

	金額
資産の合計金額 (A)	
負債の合計金額 (B)	
純財産額 (A) - (B)	

通貨単位を明記すること。外貨建ての場合、本邦通貨に換算する必要はない。

(留意事項)

純財産額は、金融商品取引業等に関する内閣府令第14条に準じて計算しなければならない。